

かいじ号



渡る世間に悪質業者あり!!

若者の消費者トラブルを防ぐために

新成人の方へ

20歳になると、急に甘い誘いが増えます!!



悪質業者が新成人をねらう理由

自己責任となる20歳 → 未成年者契約により取り消されない

未成年の時は、結婚している場合などを除き、法定代理人(通常は両親)の同意を得ないで行った契約を一方的に取り消すことができましたが、20歳になれば、学生であっても、自分で結んだ契約は自己責任となります。

契約に不慣れな20歳 → 契約を成立させやすく、解約されにくい

契約行為自体の経験が少なく、不慣れであるとともに、これまで消費生活に関する情報に関心がなく、悪質商法の手口や消費者救済ルール(クーリング・オフ制度など)をよく知らない。

若者からの相談状況 … ワンクリック詐欺などのインターネット関連が断然トップ

特に男性は自動車、女性ではエステに関する相談が、特徴的な相談分野になっています。

●若者層からの相談が多い上位5分野(山梨県県民生活センター：平成17年4月～平成18年9月受付分)

	男 性		女 性	
	20歳未満	20歳代	20歳未満	20歳代
1	インターネット関連	インターネット関連	インターネット関連	インターネット関連
2	自動車	借金	エステ	商品一般
3	借金	商品一般	電話サービス	借金
4	電話サービス	割引会員サービス	商品一般	エステ
5	音響・映像製品	自動車	資格・語学教材	アクセサリー

*インターネット関連… ワンクリック詐欺(インターネット利用中に何かの項目をクリックしただけで「登録完了」などと表示され、不当な料金を請求する手口)のほか、注文・落札した商品が届かないといったネットショッピング・ネットオークションの相談など

*商品一般…何の商品(料金)か特定できない架空請求のハガキや一方的に送りつけられた中身が不明な商品の相談など

若者をねらう主な悪質商法の手口(勧誘する商品・サービス)

●キャッチセールス(エステ・アクセサリー・化粧品など)

街でアンケート調査などを装って近づき、無料の体験チケットや招待券を渡して店舗等へ連れて行き、長時間強引に勧誘して契約させます。

●アポイントメントセールス(アクセサリー・割引会員サービス・パソコンなど)

電話で「懸賞が当たったので取りに来て」「あなただけ特別に」などと告げて、店舗等に呼び出し、長時間強引に勧誘して契約させます。

●デート商法(アクセサリー・洋服・絵画など)

出会い系サイトやメールなどで知り合った異性が、巧みな話術で好意を抱かせ、デートを装い、その恋愛感情を利用して契約をせまります。

●マルチ商法(健康食品・化粧品・浄水器など)

大学のサークルやアルバイト先の先輩・友人が、「割のいいネットワークビジネスがある」「友達を勧誘したらボーナスがもらえる」などと説いて、その人間関係を利用して、商品を購入させたり、登録料といった金銭の要求をします。

多重債務問題も深刻な若者

お金の借り過ぎや無計画なクレジットカードの利用により、多重債務に陥る若者が後を絶ちません。借金・クレジットカード利用の前に、返済できる金額か、生活に本当に必要な商品・サービスか、もう一度よく考えましょう。

悪質商法の被害にあって、借金を抱える場合もありますので、十分注意してください。

消費者トラブルを未然に防ぐために 消費生活に関する情報にも関心を持ちましょう!

①不審なメールや見知らぬ異性からの電話は要警戒 ②「無料」などの甘い言葉の安易な信用は禁物

③友人などからの勧誘でも、いらない時は断る勇気が大切 ④契約は、その場で結ばず、よく検討

※困ったときは、一人で悩まず、まず相談(山梨県県民生活センター：消費生活相談専用 055-235-8455)

平成18年度 やまなし食の安全・食育優良団体表彰 受賞団体の紹介

山梨県児童福祉施設栄養士会



保育所等において「食育」の考え方をいち早く取り入れ、園児が楽しい調理実習等を通じて、食の大切さを考えるための活動に主体的に取り組んでいる団体です。

「ハートいっぱいのお楽しみ献立集」「保育所給食事務の手引き」などを作成し、各保育所等で幅広い献立づくりが出来るようにしました。さらに「食育の重要性～健全な子どもたちを育むために～食育媒体イラストカード」を作成して、県下全保育所に配布し活用されています。

韮崎生活学校



学習・調査活動や行政・関係機関との対話と連携を図りながら、地域の社会的課題として、食の安全・安心、食育の推進などの活動に取り組んでいる団体です。

韮崎市内の「小中学校の学校給食(地産地消)実態調査」及び児童、生徒、保護者を対象とした「食生活に関する調査」を行い、課題を整理して、食生活に関する啓発活動のための紙芝居を制作し、それを活用し食の安全・食育に関する啓発を実践しています。

野草のさと・大月加工センター企業組合



ウコンの栽培に取り組み、研究を重ね大月市の地域特産品として育成し、生産から加工、販売までを一貫して行っている団体です。

ウコンの栽培方法の研究を通して、環境に優しい栽培を実現し、有機農産物(有機JAS)の認定取得をするとともに、有機農産物加工食品の製造業の認定を受け、有機JAS制度に沿って、安全・安心な農産物の生産、加工食品の製造を一貫して行っています。

食品の安全性についての
ご質問やご意見はこちらへ

「食の安全ダイヤル」

TEL 03-5251-9220
TEL 03-5251-9221

受付時間:月曜～金曜の10:00～17:00
(祝祭日・年末年始を除く)

メールでも受け付けています。

下記URLのホームページから

「食の安全ダイヤル」のページへお進みください。

<http://www.fsc.go.jp/>

食品安全委員会からのお知らせ

食品安全委員会では、みなさまから食品の安全性に関する情報提供、お問い合わせ、ご意見等をいただくとともに、食品の安全性に関する知識・理解を深めていただくため、「食の安全ダイヤル」を設置しています。

お寄せいただいた主なご質問については、Q&Aの形でホームページに掲載し、随時更新しています。

※「食品安全委員会」は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的な認識の下、食品を摂取することによる健康への悪影響について、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に評価を行う内閣府の機関です。

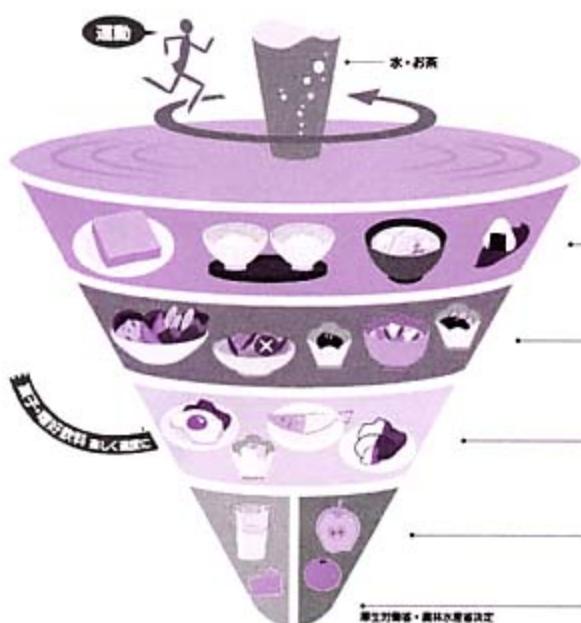
あなたの食事は大丈夫?



「好きなものばかり食べる」、「夜遅くに食事をする」、「お酒を飲み過ぎる」など食生活の乱れや偏りが問題となっています。あなたの食生活はいかがでしょうか?

健康な体を維持していくためには、バランスのよい食事をすることが大切です。この“バランス”をわかりやすく示したのが「食事バランスガイド」です。

1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかを示し、食事のバランスが悪いとコマが倒れてしまうことを表現しています。あなたのコマはうまくまわっているでしょうか?



食事バランスガイド

あなたの食事は大丈夫?

1日分

料理例

5-7 主食(ごはん・パン・類)

ごはん(中盛り)だったら4杯程度



5-6 副菜(野菜・きのこ・豆乳料理)

豆乳料理5皿程度



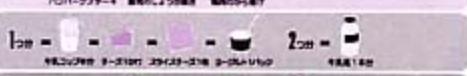
3-5 主菜(肉・魚・類)

肉・魚・類・大豆料理から3皿程度



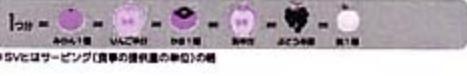
2 牛乳・乳製品

牛乳だったら1本程度



2 果物

みかんだったら2個程度



肥満は万病のもと

高血糖、高血圧、高脂血、内臓肥満などはひとつ氷山から水面上に出たいくつかの山のようなもの。運動習慣の徹底と食生活の見直しなど、生活習慣を改善し氷山全体を縮小しましょう。

朝食は欠かさず食べましょう

朝食抜きは、かえってお昼を食べ過ぎて肥満の原因になることがあります。

何よりも脳のエネルギー源が不足して午前中の仕事に悪影響を及ぼす可能性もあります。

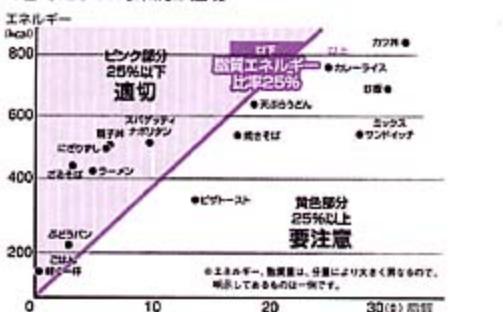
油を使った料理は控えめに

料理によって脂肪やエネルギー量が違います。肥満が気になる方は、油を使った料理はなるべく控えましょう。

■ 脂肪エネルギー比率

総エネルギーに占める脂肪エネルギーの割合は

1日あたり25%未満が適切



若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン(平成19年1月~3月)

~オイシイ話は要注意! キミのそばにも「悪質商法」!~

卒業や入学・就職シーズンを迎えるに当たり、関東甲信越ブロックの都県や政令指定都市などが連携して、若者をねらった悪質商法の被害を未然に防ぐために、共同でキャンペーンを実施します。

山梨県県民生活センター(場所:県民情報プラザ2階)では、期間中、県内の市町村や教育機関にご協力をいただき、啓発リーフレットの配布や出前講座「消費者啓発のための若者教室」の集中的な開催などの活動を行います。

また、特別相談「若者トラブル110番」を実施しますので、消費生活に関する心配事がありましたら、お気軽にご相談ください。

「若者トラブル110番」開設

日時 平成19年1月25日(木)・26日(金)

8:30~12:00, 13:00~17:00

電話 055-235-8465

※来所による相談も受け付けます

各種モニター等の募集案内

平成19年度山梨県消費生活相談員募集 30名(公募分)

山梨県では、地域における消費者の相談窓口となり、消費者トラブルを未然に防ぐための普及啓発等を行っていた大「山梨県消費生活相談員」を県内の全市町村で委嘱しています。

平成19年度も山梨県消費生活相談員を募集しますので、消費者行政に関心のある方は、お気軽にご応募ください。

応募資格 県内在住で満20歳以上の方

活動内容 地域における相談対応、普及啓発、毎月の活動報告書の提出及び研修会(年2回程度)への出席

応募方法 応募用紙に住所、氏名(ふりがな)、電話番号、山梨県消費生活相談員や各種モニター経験の有無、応募理由等をご記入の上、郵送でご応募ください。

※応募用紙は、県民生活課・県民生活センター・各地域県民センターにあります。県のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kenmin-skt/index.html>

募集期間 平成19年1月9日(火)~2月9日(金)まで<当日消印有効>

謝礼等 年額上限6,000円

選考結果通知 選考の結果、採用予定の方のみ3月末までに応募者本人あてに通知します。採用されなかった方には通知いたしませんので、ご了承ください。

応募先 ☎400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁 県民生活課 消費生活担当

問い合わせ先 TEL 055-223-1352 FAX 055-223-1354

公正取引委員会 平成19年度「消費者モニター」・「電子商取引調査員」募集

独占禁止法や景品表示法などの運用を通じて、価格カルテルや不当表示などを規制し、消費者の利益を守っている公正取引委員会の仕事に、消費者の立場から協力していただく方を募集しています。

応募資格 消費者モニター…20歳以上の一般の消費者の方

電子商取引調査員…20歳以上の消費者で、ご自宅でインターネットの利用が可能な方

活動内容 消費者モニター…アンケート調査への回答(年数回)、身近な情報の提供・消費者としての意見や要望の提出(随時)

電子商取引調査員…インターネット上の不当表示を行っていると思われるサイトの情報提供(随時)

※これ以外に、両方とも、研修会への出席(年2回)、その他、公正取引委員会が行う調査等への協力があります。

募集期限 平成19年2月15日(木)<当日消印有効>

※応募方法は、郵便ハガキ(「電子商取引調査員」の応募は封書も可)による郵送応募のみ

応募先 詳しい応募要領は、公正取引委員会 消費者取引課 までお問い合わせください。

問い合わせ先 TEL 03-3581-1754 <http://www.jftc.go.jp>